

第2 防火に関する規定

1 防火に関する規定に係る法令

法第7条及び建基法第93条に定める防火に関する規定には、次の法令等が含まれるものであること。

(1) 建築基準法関係

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- ウ 福岡県建築施行条例（昭和46年福岡県条例第29号）

(2) 消防法関係

- ア 消防法（昭和23年法律第186号）
- イ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- ウ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- エ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- オ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- カ 火災予防条例（平成21年久留米広域市町村圏事務組合条例第32号）
- キ 火災予防規則（平成21年久留米広域市町村圏事務組合規則第33号）
- ク 火災予防規程（平成21年消防本部告示第1号）

(3) 電気事業法関係

- ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- イ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）

(4) 都市計画法関係

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- イ 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）
- ウ 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）

(5) 都市再開発法関係

- ア 都市再開発法（昭和44年法律第38号）
- イ 都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係

- ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）
- ウ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）

(7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律関係

- ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
- イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）
- ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）

第2 防火に関する規定

(8) 労働基準法関係

- ア 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- イ 事業附属寄宿舎規程（昭和 22 年労働省令第 7 号）
- ウ 建設業事業附属寄宿舎規程（昭和 42 年労働省令第 27 号）

(9) 労働安全衛生法関係

- ア 安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- イ 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
- ウ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- エ 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）

(10) 医療法関係

- ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- イ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）

(11) 医薬品医療機器等法関係

- ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- イ 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）

(12) 国際観光ホテル整備法関係

- 国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）

(13) 学校教育法関係

- ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- イ 幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）

(14) 児童福祉法関係

- ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- イ 児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

(15) 老人福祉法関係

- ア 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- イ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）
- ウ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）

(16) 障害者総合支援法関係

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

(17) 介護保険法関係

- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）

(18) 倉庫業法関係

- ア 倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）

- イ 倉庫業法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）
- (19) 火薬類取締法関係
 - ア 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
 - イ 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）
- (20) ガス事業法関係
 - ア ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
 - イ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）
- (21) 高压ガス保安法関係
 - ア 高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
 - イ 冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）
 - ウ 一般高压ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）
- (22) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
 - ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）
 - イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）
 - ウ 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）
- (23) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係
 - ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
 - イ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号）
- (24) 官公庁施設の建設等に関する法律関係
 - 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- (25) 駐車場法関係
 - ア 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
 - イ 駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）
- (26) 石油パイプライン事業法関係
 - ア 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）
 - イ 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和 47 年運輸省・通商産業省・建設省・自治省令第 2 号）
- (27) 石油コンビナート等災害防止法関係
 - ア 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）
 - イ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）
 - ウ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号）

2 消防同意の審査の範囲

法第 7 条に基づく消防同意の審査は次によること。

第2 防火に関する規定

- (1) 消防法関係については、すべての規定とすること。
- (2) 建築基準法関係の防火に関する規制内容及び規制条文は、別記1「建築基準法令上の防火に関する規定」によること。
なお、建基法第6条第4項（準用される場合を含む。）に基づく確認に対する消防同意時の審査事項は、別記2「建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項」によること。
- (3) 前1、(6)から(25)までに掲げる法令上の防火に関する規制条文は、別記3の「関係法令上における防火に関する規定」によるものであるが、建築同意の審査にあたってはこれらを参考とすること。

別記 1

建築基準法令上の防火に関する規定

1 集団規定

- (1) 防火地域内の建築物の耐火構造規制（建基法第61条）
- (2) 準防火地域内の建築物の耐火、準耐火の構造規制（建基法第62条）
- (3) 防火地域、準防火地域内の建築物の屋根の不燃規制（建基法第63条）
- (4) 防火地域、準防火地域内の木造建築物の開口部の防火規制（建基法第64条）
- (5) 防火地域内の建築物の屋上に設ける看板等の不燃規制（建基法第66条）
- (6) 一定の複数建築物に対する制限の特例（建基法第86条）

2 単体規定

- (1) 構造関係
 - ア 屋根の不燃規制（建基法第22条、建基令109条の8）
 - イ 外壁の土塗壁と同等の防火構造規制（建基法第23条）
 - ウ 建築物の用途、規模による耐火建築物、準耐火建築物とすべき構造規制（建基法第27条、第115条の3、第115条の4、第116条）
 - エ 大規模木造建築物等の外壁、軒裏の防火規制、屋根の不燃規制（建基法第25条）
 - オ 大規模建築物の主要構造部の構造規制（建基法第21条、建基令第109条の5、建基令第109条の7）
 - カ 病院等のボイラー室の構造規制（建基県条例第6条）
 - キ 劇場等の構造規制（建基県条例第7条～13条）
 - ク 自動車車庫等の構造規制（建基県条例第17条）
 - ケ 防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準（建基令第136条の2）
- (2) 防火区画、防火壁、界壁等関係
 - ア 面積による区画（建基法第36条、建基令第112条、第128条の3）
 - イ 大規模木造建築物の防火壁（建基法第26条、建基令第113条、第115条の2）
 - ウ 異種用途別の区画（建基法第36条、建基令第112条）
 - エ 吹抜き等の竪穴区画（建基法第36条、建基令第112条）
 - オ 界壁等の構造（建基法第36条、建基令第114条）
 - カ 自動車修理工場の防火区画（建基県条例第18条）
- (3) 避難関係

- ア 階段の幅員等の規制（建基法第 35 条、第 36 条、建基令第 23 条～第 27 条、第 124 条）
- イ 直通階段の設置（建基法第 35 条、第 36 条、建基令第 120 条、第 121 条、第 121 条の 2、建基県条例第 8 条）
- ウ 避難階段、特別避難階段の設置（建基法第 35 条、第 36 条、建基令第 122 条、建基県条例第 9 条）
- エ 直通階段、避難階段、特別避難階段の構造（建基法第 35 条、第 36 条、建基令第 121 条の 2、第 123 条、建基県条例第 9 条の 3）
- オ 屋外階段の構造（建基令第 121 条の 2）
- カ 廊下の幅員、行き止まり廊下等の禁止、廊下の構造等（建基令第 119 条、第 124 条、建基県条例第 10 条、第 14 条）
- キ 屋外への出口等（建基令第 125 条、第 125 条の 2、建基県条例第 7 条、第 9 条の 4、第 16 条）
- ク 屋上広場等の規制（建基令第 122 条、第 126 条）
- ケ 劇場等の客席からの出口（建基県条例第 11 条）
- (4) 道路、通路関係
 - ア 敷地の接道の規制（建基法第 43 条、建基県条例第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条）
 - イ 敷地内の通路、空地の規制（建基令第 128 条、第 128 条の 2、建基県条例第 14 条）
 - ウ 道路内の建築物の構造等（建基法第 44 条、建基令第 145 条）
- (5) 内装制限関係
 - ア 特殊建築物等の内装規制（建基法第 35 条の 2、建基令第 128 条の 3 の 2～第 129 条）
 - イ 木造の共同住宅等の内装規制（建基県条例第 15 条）
- (6) 非常用進入口、建築設備関係
 - ア 非常用の進入口及び非常用の昇降機の設置及び構造（建基法第 34 条、第 35 条、建基令第 126 条の 6、第 126 条の 7、第 129 条の 13 の 2、第 129 条の 13 の 3）
 - イ 排煙設備の設置及び構造（建基法第 35 条、建基令第 126 条の 2、第 126 条の 3）
 - ウ 非常用の照明装置等の設置及び構造（建基法第 35 条、建基令第 126 条の 4、第 126 条の 5）
 - エ 電気設備及び避雷設備の基準（建基法第 32 条、第 33 条、建基令第 129 条の 14、第 129 条の 15）
 - オ 火気使用室等の構造設備（建基法第 28 条、建基令第 20 条の 3）
 - カ 煙突の構造（建基令第 115 条）
 - キ 配管及び風道等の構造（建基令第 20 条の 2、第 129 条の 2 の 4、第 129 条の 2 の 5）
 - ク 冷却塔設備の構造（建基令第 129 条の 2 の 6）
 - ケ エレベーター、ダムウェーター等のかご及び昇降路出入口の不燃材料等（建基令第 129 条の 6、第 129 条の 7、第 129 条の 9、第 129 条の 11、第 129 条の 13）
- (7) その他
 - ア 地下街及び地下建築物に対する防火、避難の規制（建基令第 128 条の 3）
 - イ 中央管理室の設置、機能等（建基令第 20 条の 2、第 126 条の 3、第 129 条の 13 の 3）

第2 防火に関する規定

3 その他

(1) 構造、材料、防火設備関係

- ア 耐火構造（建基法第2条、建基令第107条）
- イ 準耐火構造（建基法第2条、建基令第107条の2）
- ウ 防火構造（建基法第2条、建基令第108条）
- エ 不燃材料（建基法第2条、建基令第108条の2）
- オ 防火戸その他の防火設備（建基法第2条、____、建基令第109条、____）
- カ 遮炎性能に関する技術的基準（建基令第109条の2）
- キ 窓その他の開口部を有しない居室等（建基法第35条、第35条の2、第35条の3、建基令第111条、第116条の2、第128条の3の2）
- ク 簡易な構造の建築物の規制（建基法第84条の2、建基令第136条の9、第136条の10、第136条の11）

(2) 特殊な材料等（建基法第37条、建基令第144条の3）

別記 2

建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項

- 1 別表1「建築基準法及び同法施行令に係る審査事項の適用基準」及び別表2「建基県条例で定める防火に関する規定」の取扱いは、法第7条の規定に基づき消防長又は消防署長が行う同意のうち、建基法第6条第4項（同法の他の規定により準用される場合を含む。）の規定により建築主事等が行う確認をする場合において、消防長又は消防署長に求められた消防同意について適用するものであること。
- 2 建基法及び建基令
建基法及び建基令については、これらの法令の防火に関する規定のうち、別表1に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。
- 3 建基県条例については、同条例の防火に関する規定のうち、別表2に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。

別表 1

建築基準法及び同法施行令に係る審査事項の適用基準

○：審査が必要なもの △：必要に応じて審査を行うもの －：審査の必要がないもの

審 査 事 項		参 照 条 文 (主要なもの)	建築物の用途					
			特 定 防 火 対 象 物	非特定防火対象物		長屋	戸 建 住 宅	
				右記 以外	共同住宅等 中高層 低層			
道と 路の 係敷 内路 と 地 通	建基法第 35 条（令第 128 条）（敷地内の通路）（注 1）	建基令第 123 条 建基令第 125 条	○	○	○	○	－	－
	建基法第 35 条（令第 128 条の 2）（大規模な木造等の建築物の敷地内における通路）（注 1）	建基令第 107 条 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 109 条の 3	○	○	○	○	－	
	建基法第 43 条（敷地と道路との関係）（注 1）	建基令第 116 条の 2	○	○	○	○	○	－
	建基法第 44 条（道路内の建築制限）	建基令第 145 条	－	－	－	－	－	－
主 構 部 制 要 造 の 限	建基法第 21 条第 1 項及び第 2 項（大規模の建築部の主要構造部）	建基令第 46 条 建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 109 条の 3 建基令第 109 条の 4 建基令第 109 条の 5 建基令第 109 条の 6 建基令第 109 条の 7 建基令第 115 条の 2	△	△	△	△	△	－
	建基法第 27 条（耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物）	建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 109 条の 3 建基令第 110 条 建基令第 110 条の 4 建基令第 110 条の 5 建基令第 115 条の 4 建基令第 116 条	△	△	△	△		
	建基法第 35 条の 3（無窓の居室等の主要構造部）	建基令第 107 条 建基令第 108 条の 2 建基令第 111 条	○	○	－	－	－	－
	建基法第 61 条（防火地域及び準防火地域内の建築物）	建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 109 条の 3 建基令第 108 条 建基令第 108 条の 2 建基令第 136 条の 2 建基令第 136 条の 2 の 2	○	○	○	○	○	○

第2 防火に関する規定

屋 根	建基法第 22 条（屋根）	建基法第 24 条の 2 建基令第 109 条の 5	○	○	○	○	○	○
屋 根	建基法第 62 条（防火地域 内等の建築物の屋根）	建基令第 136 条の 2 の 2	○	○	○	○	○	○
外壁等	建基法第 23 条（外壁）		○	○	○	○	○	○
	建基法第 25 条（大規模の 木造建築物の外壁等）	建基令第 108 条 建基令第 109 条の 5	○	○	△	△	△	－
	建基法第 64 条（開口部の 防火戸）	建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2	○	○	○	○	○	○
	建基法第 65 条（隣地境界 線に接する外壁）	建基令第 107 条	○	○	○	○	○	○
防 火 区 画	建基法第 26 条（防火壁）	建基令第 107 条 建基令第 113 条 建基令第 115 条の 2	○	○	○	△	△	－
	建基法第 36 条（建基令第 112 条）（防火区画〔面積区 画〕）	建基法第 21 条 建基法第 27 条 建基法第 61 条 建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 109 条の 3 建基令第 115 条の 3	○	○	○	△	△	－
	建基法第 36 条（建基令第 112 条）（防火区画〔竪穴区 画〕）	建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2	○	○	○	△	－	－
	建基法第 36 条（建基令第 112 条）（防火区画〔異 種用途区画〕）	建基法第 27 条 建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2	○	○	○	△	－	－
	建基法第 36 条（建基令第 114 条）（建築物の界壁、間 仕切壁及び隔壁）	建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 112 条	○	○	○	△	△	－
廊 下	建基法第 35 条（建基令第 119 条）（廊下の幅）		○	○	○	△	－	－

階 段	建基法第 35 条 (建基令第 120 条) (直通階段の設置)	建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 116 条の 2	○	○	○	△	—	—
	建基法第 35 条 (建基令第 121 条) (二以上の直通階段を設ける場合)	建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 123 条	○	○	○	△	—	—
	建基法第 35 条 (建基令第 121 条の 2) (屋外階段の構造)	建基令第 107 条の 2	○	○	○	△	—	—
	建基法第 35 条 (建基令第 122 条) (避難階段の設置)	建基令第 123 条 建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 112 条 建基令第 126 条	○	○	○	△	—	—
	建基法第 35 条 (建基令第 124 条) (物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅)	建基令第 123 条 建基令第 126 条	○					
	建基法第 36 条 (建基令第 23 条) (階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法)	建基令第 120 条 建基令第 121 条	○	○	○	△	—	—
	建基法第 36 条 (建基令第 24 条) (踊場の位置及び踏幅)		○	○	—	—	—	—
	建基法第 36 条 (建基令第 25 条) (階段及びその踊場の手すり)		—	—	—	—	—	—
	建基法第 36 条 (建基令第 26 条) (階段に代わる傾斜路)		—	—	—	—	—	—
出入口	建基法第 35 条 (建基令第 118 条) (客席からの出口の戸)		○	—				
	建基法第 35 条 (建基令第 125 条) (屋外への出口)	建基令第 120 条 建基令第 124 条	○	○	—	—	—	—
	建基法第 35 条 (建基令第 125 条の 2) (屋外への出口等の施錠装置の構造等)	建基令第 123 条	○	○	—	—	—	—

第2 防火に関する規定

屋 上 広 場	建基法第 35 条 (建基令第 126 条) (屋上広場等)		○	○	○	—	—	—
内 装 制 限	建基法第 35 条の 2 (特殊建築物等の内装)	建基令第 128 条の 3 の 2 建基令第 128 条の 4 建基令第 128 条の 5	○	○	△	—	—	—
非 常 用 昇 降 機	建基法第 34 条 2 項 (非常用昇降機)	建基令第 129 条の 6 建基令第 129 条の 7 建基令第 129 条の 13 の 2 建基令第 129 条の 13 の 3	○	○	○	—	—	—
排 煙 設 備	建基法第 35 条 (建基令第 126 条の 2) (排煙設備の設置)	建基令第 126 条の 3 建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 112 条 建基令第 115 条 建基令第 116 条の 2 建基令第 129 条の 2 の 5	○	○	○	—	—	—
非 常 用 照 明	建基法第 35 条 (建基令第 126 条の 4) (非常用の照明装置の設置)	建基令第 126 条の 5 建基令第 116 条の 2	○	○	○	—	—	—
非 常 用 進 入 口	建基法第 35 条 (建基令第 126 条の 6) (非常用の進入口の設置)	建基令第 126 条の 7 建基令第 129 条の 13 の 3	○	○	○	○	○	○
地下街	建基法第 35 条 (建基令第 128 条の 3) (地下街)	建基令第 23 条 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 112 条 建基令第 126 条の 2 建基令第 126 条の 3 建基令第 126 条の 4 建基令第 126 条の 5 建基令第 129 条の 2 の 3	○					
簡 易 な 構 造 の 建 築 物	建基法第 84 条の 2 (簡易な構造の建築物に対する制限)	建基令第 136 条の 9 建基令第 136 条の 10	△	△				
その他	建基法第 40 条 (条例附加)		(注 2)					

※ 1 「特定防火対象物」とは、建築物であって法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 4 号に定める防火対象物をいう。

※ 2 「非特定防火対象物」とは、建築物であって令別表第 1 に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以外のものをいう。

※ 3 「共同住宅等」とは、建築物であって令別表第 1 (5) 項口に掲げる防火対象物をいう。

※ 4 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が 3 以下のものをいう。

(注 1) 審査を実施する際に現場調査を併せて行うこと。

(注 2) 条例による規定のうち、必要なものについて審査を行う。

別表 2

建基県条例で定める防火に関する規定

審 査 事 項			該 当 用 途
単 体 規 定	第 6 条	病院等のボイラー室の構造	病院、公衆浴場、ホテル、旅館
	第 7 条	劇場等の屋外への出口	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
	第 8 条	劇場等の直通階段	同 上
	第 9 条	劇場等の避難階段等	同 上
	第 9 条 2	劇場等の用途に供する部分への準用	同 上
	第 9 条 3	劇場等の用途に供する部分における直通階段の共用	同 上
	第 9 条 4	劇場等の避難階における避難経路	同 上
	第 10 条	劇場等の廊下	同 上
	第 11 条	劇場等の客席からの出口	同 上
	第 12 条	劇場等の客席の構造	同 上
	第 13 条	劇場等の舞台部の隔壁の構造	同 上
	第 14 条	マーケット等の通路	区画された飲食店、物販店等が存する 1 の建築物
	第 15 条	木造の共同住宅等の内装	木造共同住宅、木造寄宿舍等
	第 16 条	木造の共同住宅等の出口	同 上
	第 17 条	自動車車庫等の構造	建築物の一部を車庫又は修理工場の用途に供する対象物
	第 18 条	自動車車庫等の防火区画	同 上
集 団 規 定	第 20 条	建築物の敷地と道路との関係 1 前面道路の幅員 2 道路に面する部分の長さ	1 延面積 1,000 m ² を超える建築物の敷地 2 下記の用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² を超え 1,000 m ² 以下のものの敷地 【令別表第 1 (1) 項、(2) 項、(4) 項、(5) 項、(6) 項イ、(7) 項、(9) 項、(12) 項イ、(13) 項イ、(14) 項（倉庫業を営む倉庫に限る。）】
	第 21 条	百貨店等の敷地等と道路との関係 1 道路に面する部分の長さ 2 主要出入口の空地の幅と奥行き	床面積 1,500 m ² を超える百貨店、マーケット、その他の店舗
	第 22 条	劇場等の敷地等と道路との関係 1 道路に面する部分の長さ 2 主要出入口の空地の幅と奥行き	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
	第 23 条	倉庫等の出入口と道路との関係 出入口の空地の幅と奥行き	倉庫（倉庫業を営む倉庫に限る。）、自動車車庫、自動車修理工場
	第 24 条	倉庫等の敷地の出入口の設置の禁止	同 上

第2 防火に関する規定

別記 3

関係法令上における防火に関する規定

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例（第 11 条）
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準（第 13 条）
- 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）
計画の認定（第 17 条第 3 項）
- 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）
建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項第 4 号の建設省令で定める防火上の基準（第 31 条（第 1 項第 2 号除く。））
- 5 事業附属寄宿舍規程（昭和 22 年労働省令第 7 号）
 - （1） 第 1 種寄宿舍の位置、構造等（第 7 条、第 9 条、第 10 条）
 - （2） 第 1 種寄宿舍の避難階段の数（第 11 条）
 - （3） 第 1 種寄宿舍における階段通路等の表示、出入口の構造等（第 12 条、第 13 条）
 - （4） 第 1 種寄宿舍における警報設備及び消火設備（第 13 条の 2、第 14 条）
 - （5） 第 1 種寄宿舍における階段の構造及び廊下の構造（第 17 条、第 18 条）
- 6 建設業附属寄宿舍規定（昭和 42 年労働省令第 27 号）
 - （1） 位置（第 6 条）
 - （2） 避難用階段等の数、表示及び出入口等（第 8 条～第 10 条）
 - （3） 警報設備及び消火設備（第 11 条、第 12 条）
 - （4） 階段の構造、廊下の幅及び避難施設の照明（第 13 条、第 14 条、第 15 条）
- 7 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
 - （1） 化学設備を設ける建築物の構造（第 268 条）
 - （2） 灰捨場の構造（第 292 条）
 - （3） 危険物乾燥設備を有する建築物の構造（第 293 条）
 - （4） アセチレン発生器室の位置及び構造（第 302 条、第 303 条）
 - （5） 移動式アセチレン溶接装置の格納箱の構造（第 304 条）
 - （6） カーバイトのかすだめの構造（第 307 条）
 - （7） ガス集合装置室の位置及び構造（第 308 条、第 309 条）
 - （8） 危険物等の作業場等における避難用出入口、直通階段、警報設備等
（第 546 条～第 549 条）
 - （9） 貸与形式建築物における共用の避難用出入口、警報設備等（第 670 条、第 671 条）
- 8 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
 - （1） ボイラー室の区画及び出入口（第 18 条、第 19 条）
 - （2） ボイラーと可燃物との距離（第 21 条）

- 9 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）
 - （1） 病院及び診療所の構造及び設備（第 16 条）
 - （2） 助産所の構造及び設備（第 17 条）
 - （3） 診療用の放射線照射装置使用室、放射性同位元素使用室並びに同器具及び元素の貯蔵室の構造（第 30 条の 6、第 30 条の 8、第 30 条の 9）
- 10 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）
 - （1） 放射性医薬品を取扱う薬局及び一般販売業の店舗の構造及び設備
(第 1 条、第 2 条)
 - （2） 放射性医薬品の製造所の構造及び設備（第 9 条）
- 11 国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）
 - （1） 登録ホテルの避難施設、消火器等（第 6 条）
 - （2） 登録旅館の避難施設、消火器等（第 18 条）
- 12 国際観光ホテル整備法施行規則（平成 5 年運輸省令第 3 号）
 - （1） 登録ホテルの避難施設、消火器等（第 4 条）
 - （2） 登録旅館の避難施設、消火器等（第 17 条）
- 13 幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）
園舎の階数及び構造（第 8 条）
- 14 児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
保育所の構造、設備等（第 32 条）
- 15 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）
養護老人ホームの構造、設備等（第 11 条）
- 16 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）
特別養護老人ホームの構造、設備等（第 11 条）
- 17 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生省令第 81 号）
指定知的障害者更生施設等の設備（第 7 条～第 9 条）
- 18 介護老人保健施設の施設及び人員並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号）
 - （1） 厚生省令で定める施設（第 3 条）
 - （2） 構造設備の基準（第 4 条）
- 19 倉庫業法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）
1 類倉庫、2 類倉庫、3 類倉庫、貯蔵倉庫及び冷蔵倉庫の構造設備等（第 3 条）
- 20 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）
 - （1） 製造施設の構造、位置及び設備等（第 4 条）
 - （2） 火薬庫外において貯蔵する火薬類、がん具煙火等を貯蔵する場所の構造
(第 16 条)
 - （3） 火薬庫の位置（第 23 条）

第2 防火に関する規定

- (4) 地上式1級火薬庫の位置、構造及び設備（第24条）
 - (5) 地上覆土式1級火薬庫の位置、構造及び設備（第24条の2）
 - (6) 地中式1級火薬庫の位置、構造及び設備（第25条）
 - (7) 2級火薬庫の位置、構造及び設備（第26条）
 - (8) 3級火薬庫の位置、構造及び設備（第27条）
 - (9) 水畜火薬庫の位置、構造及び設備（第27条の2）
 - (10) 実包火薬庫の位置、構造及び設備（第27条の4）
 - (11) 煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備
(第28条、第29条)
- 21 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）
第1種製造者及び定置式製造設備に係る技術上の基準（第6条、第7条）
- 22 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）
(1) 定置式製造設備に係る技術上の基準（第6条）
(2) 貯蔵の方法に係る技術上の基準（第18条）
(3) 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準（第55条）
- 23 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）
(1) 貯蔵施設の技術上の基準（第11条、第14条）
(2) 供給設備の技術上の基準（第18条）
(3) 特定供給設備の技術上の基準（第53条）
- 24 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）
(1) 第1種製造設備に係る技術上の基準（第6条）
(2) 第2種製造設備に係る技術上の基準（第7条）
(3) 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準（第8条）
(4) バルク供給に係る供給設備の技術上の基準（第19条）
(5) 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準（第53条）
- 25 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則
(昭和35年政令第56号)
使用施設、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の構造
(第14条の7～第14条の12)
- 26 官公庁施設の建築等に関する法律（昭和26年法律第181号）
庁舎の構造（第7条）
- 27 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）
避難施設及び防火区画（第10条、第11条）